

平成31年3月26日

ふるさと納税指定制度の基準(告示)について

自治税務局

ふるさと納税の対象団体の指定に係る地方税法改正条文案

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるもの）をいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領した当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

全ての地方団体に対する基準

基準① ふるさと納税の募集を適正に実施すること

→告示第2条
(委任事項) 募集の適正な実施に係る基準

告示第3条
(委任事項) 返礼品等の範囲（「類するもの」の内容）

返礼品の送付を行う地方団体に対する追加の基準

基準② 返礼品は返礼割合3割以下とすること

→告示第4条
(委任事項) 「調達に要する費用の額」の算定方法

基準③ 返礼品は地場産品とすること

→告示第5条
(委任事項) 地場産品の基準

告示(指定基準)の概要

第1条 (ふるさと納税の趣旨)

第2条 (寄附金の募集の適正な実施に係る基準) ※第1号～第3号のいずれにも該当すること。

第1号 適正な募集方法についての基準

- イ 紹介者に利益供与して募集を行わないこと。
- ロ 返礼品を強調した宣伝広告を行わないこと。
- ハ 適切な選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないこと。
- ニ 自団体住民に返礼品等を提供しないこと。

第2号 募集経費を5割以下とすること。

第3号 平成30年11月1日から申出書を提出するまでの間の取組により、 他の地方団体に多大な影響を与えていないこと。

第3条 (返礼品等の定義)

※物品又は役務と交換させるために提供するものが「返礼品等」に含まれるよう規定。

第4条 (返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法)

第1号 支出の名目にかかわらず実質的に調達費用とみなされるものは調達費用に含めること

第2号 地方団体が所有する施設を使用させる役務や自ら提供する役務については通常要する額を 調達費用とすること

第5条 (地場産品に関する基準) ※第1号～第9号のいずれかに該当すること。

第1号～第6号 物品に係る基準(区域内生産、原材料・加工等の一部、オリジナルグッズ等)

第7号 サービスに係る基準

第8号 近隣の地方団体が共同で共通の返礼品等とするもの等の基準

第9号 被災団体が提供する地場産品の代替品の基準